

# 5月12日は民生委員・児童委員の日です ～皆さんの地域に困りごとの相談役がいることを知っていますか？～

地域のつながりや「絆」が薄れつつある中、民生児童委員・主任児童委員は、地域になくてはならない存在となっています。

誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、同じ地域に暮らす住民目線で活動しています。

生活の困りごとは、民生児童委員または主任児童委員へお気軽にご相談ください。

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

## 民生委員・児童委員ってどんな人？

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の社会福祉の向上のために活動しています。ボランティアで無報酬で活動し、常に住民の立場になって相談に応じています。

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。町内で、26人(平成29年4月1日現在)が活動しています。

## 主任児童委員ってどんな人？

子どもの福祉に関することを専門に担当している民生委員・児童委員です。

学校や行政機関と連携して、子育てのあらゆる問題の解決に努めています。



ふれあいサロンの様子

## どんな活動をしているの？

例えば、次のような活動をしています。

- ▶ 一人暮らしの高齢者の見守りや声かけを行い、異変があれば行政機関に連絡します。
- ▶ 行政機関と連携して、障がいのある人や生活に困っている人への支援を行います。
- ▶ 振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、地域住民に呼びかけています。
- ▶ ふれあいサロンを楽しくするため内容を検討し、運営を行っています。

## ◎民生委員・児童委員（敬称略）

担当	氏名	担当	氏名
1区	菅原 恵美子	11区	南 舘 勢 子
2区	三 澤 恵美子	12区	千 葉 由 美
3区	千 葉 恵 子	13区	鈴 木 陽 子
4区	佐々木 妙 子		鈴 木 憲 子
5区	佐 藤 美津子	14区	佐 藤 照 子
6区	佐 藤 謙 一	15区	千 葉 なか子
7区	小野寺 栄 子	16区	千 葉 幸 生
8区	千 條 克 博	17区	鈴 木 良 治
	齋 藤 公 子	18区	千 葉 茂 樹
9区	原 田 隆 造	19区	千 葉 三津子
10区	小野寺 玲 子	20区	佐々木 えみ子
11区	高 橋 徳 子	21区	岩 淵 章

## ◎主任児童委員（敬称略）

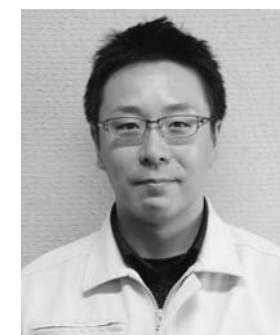
—	阿 部 ひとみ	—	佐 藤 由 吏
---	---------	---	---------

## ◎行政機関

町民福祉課、保健センター、社会福祉協議会、包括支援センター

## 平成29年度新採用職員を紹介します

町職員に新たに2人の仲間が加わりました。  
見かけたときは「温かいご声援」をよろしくお願いします。



平泉文化遺産センター  
鈴木 博之 (13区)

文化遺産センターに配属になりました鈴木博之です。世界遺産の町、平泉で文化財の仕事に携われることを誇りに思い、業務に励みたいと思います。



建設水道課  
佐藤 舞 (6区)

平泉に住むのは初めてなので、町をいろいろ見て聞いて知識を増やしていきたいです。業務を早く覚えらるよう鋭意努力していきますのでよろしくお願いします。

## 「協働のまちづくり」を推進しています

人口減少や少子高齢化に伴う地域力の減退を最小限にとどめ、より住みよい地域社会の実現を目指して、町では協働のまちづくりを推進しています。

行政のみがまちづくりを行うのではなく、集落単位の地域自治組織や地域づくりを目的とした団体などが主体となり、その地域が元気になるような事業や課題解決に向けた主体的な取り組みをする事業費の一部を町が助成することにより、住民主体のまちづくりを推進するものです。

この事業は平成25年度から続いており、これまで助成した事業の一部を紹介すると、自治会組織の連携を深める取り組みであったり、伝統・文化を継承し発信する事業など多岐にわたる分野で活動をしています。

本年度も引き続き、協働のまちづくり事業を推進し、地域を元気にしたい人たちの積極的な活用を応援します。

### ■事業名

町協働のまちづくり交付金事業

### ■募集団体

住みよい地域社会の実現を目的とする活動を行い、次に掲げる全ての要件を満たす団体

- 1 町内に活動の拠点を有していること
- 2 構成員がおおむね5人以上であること

### ■助成金交付対象事業

- 1 地域の課題解決に向けた主体的な取り組み
- 2 地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み
- 3 身近な公共サービスの創造や提供に関する取り組み
- 4 地域の伝統・文化を継承する取り組み
- 5 活動団体同士の連携や協働の取り組み
- 6 地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組み
- 7 その他、町長が必要と認める取り組み

### ■助成金交付対象金額

まちの地域づくりを目的として、次のいずれかに該当する事業

- 1 地域の課題解決に向けた主体的な取り組み
- 2 地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み
- 3 身近な公共サービスの創造や提供に関する取り組み
- 4 地域の伝統・文化を継承する取り組み
- 5 活動団体同士の連携や協働の取り組み
- 6 地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組み
- 7 その他、町長が必要と認める取り組み

### ■助成金交付対象金額

事業実施に要する経費を対象とし、30万円を上限とします。  
※ただし活動団体の恒常的活動を維持する経費などは対象外。  
※必要に応じて3分の2以内の額を前払いできます。

- 1 町内に活動の拠点を有していること
- 2 構成員がおおむね5人以上であること

## 就農者を応援します ～新規就農者支援事業～

近年、生まれ故郷に戻って就農しようとするUターン希望者や自然に恵まれた農村で安心して心豊かな生活の実現を求めて、新たに農業にチャレンジする人が増えています。町では、このように新たに農業をやってみたいという人の新規就農を応援しています。

### ■事業の内容

町の農業を担う者の育成・確保とその定住の促進を図るため、新規就農者に対して補助金を交付することにより新規就農を支援します。

### ■対象者(次の要件を全て満たすことが必要です)

- ▽町内に住所を有し年齢が18歳から60歳までで、新たに就農する人(町外の人は平泉町に住所を移していただきます)
- ▽受入農業経営体などで月8日以上研修を受け、研修期間が6カ月以上の人(外部研修を含む)
- ▽事業終了後、町内で2年間以上居住し、就農できる人

### ■新規就農者の決定

申請書類の審査と面接を行い、町に登録した農業技術者の研修を行う町内の農業経営者。新規就農者は受入農業経営体などの下で、農業研修を行います。

### ■受入農業経営体

町に登録した農業技術者の研修を行う町内の農業経営者。新規就農者は受入農業経営体などの下で、農業研修を行います。

- ▽研修期間：2年以内
- ▽研修助成金など
- 【新規就農者】  
研修支援金：月額5万円(定額)  
居住費支援金：家賃の2分の1以内(ただし、上限2万円)
- 【受入農業経営体】  
研修受入支援金：月額3万円(受入研修生1人当たり)

### ■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564  
町民福祉課 ☎46-5562  
悠久の湯平泉温泉 ☎34-1300